

第3章 景観形成の進め方及び基準

1. 公共施設における景観形成の進め方

人は特定のイメージを認識するとき、主役となる「図」とそれ以外の「背景」と、大きく2つに分けて認識します。主役となる「図」を際立たせることにより、イメージはより明快になり、認識されやすいものとなります。

景観においても、見せたいものを目立たせ、それ以外のものはあえて存在感を消すことにより、良好な景観の形成が実現します。

公共施設は、時には先導的に景観を作る「図」ともなりますが、大半は「背景」となるものであり、「背景」となる公共施設を周囲の環境に溶け込ませ存在感を抑えることが、景観的に好ましいと考えます。このことを意識しながら色彩、公共施設の設置場所等を検討することにより、良好な景観形成を実現します。



赤線が公共施設（モニュメント）といった「図」、黄色線が伝統的な建築物といった「図」、それ以外の舗装等の公共施設が「背景」となる。

公共施設の整備にあたっては、長期的に事業を見通した上で、安全性、耐久性などとともに景観を事業実施における各段階で意識することが必要です。

事業の具体的な内容が決まっていない事業計画段階や、経年劣化等により修復やメンテナンスを行う時にも、景観について検討することが重要です。



※それぞれの段階で景観を意識する（後述のチェックシートを活用）

2. 景観形成基準

○景観形成における3つの観点

1. 地域特性を理解する

本市は猪名川、武庫川、昆陽池公園、瑞ヶ池公園などの水と緑の景観や、有岡城の侍町跡地が江戸時代に伊丹郷町として酒造業を中心に産業のまちとして栄えた歴史的景観があります。公共施設が位置する場所の歴史、風土、環境など、そこに住む人々の営みを知ることにより、その地域で求められる景観を検討することができます。



瑞ヶ池公園は桜が約600本植樹され、地域住民に親しまれている。



有岡城跡史跡公園の石垣は地域を象徴するものであり、地域住民に親しまれている。

2. 周辺デザインを理解する

公共施設は一つで完結するものではなく、他の公共施設や民間施設と連続して位置します。背景となる公共施設を周辺施設の意匠、色彩等のデザインと連続させることにより、全体として調和のとれた景観の形成が実現します。



尼崎池田線の道路空間。沿道建築物と道路空間は連続して配置されている。



旧街道のまちなみに合わせて松など歴史を感じる樹木が植樹されている。

3. 眺望景観を理解する

良好な眺望景観は、地域を代表する景観であり積極的に保全すべき大切なものです。これらの眺望景観の妨げとならないように公共施設の位置、色彩を検討するとともに、積極的に眺望景観を見る場所に配慮することにより、良好な景観が形成されます。



昆陽池公園からの眺望景観。景観の阻害要因となるものは設置されていない。

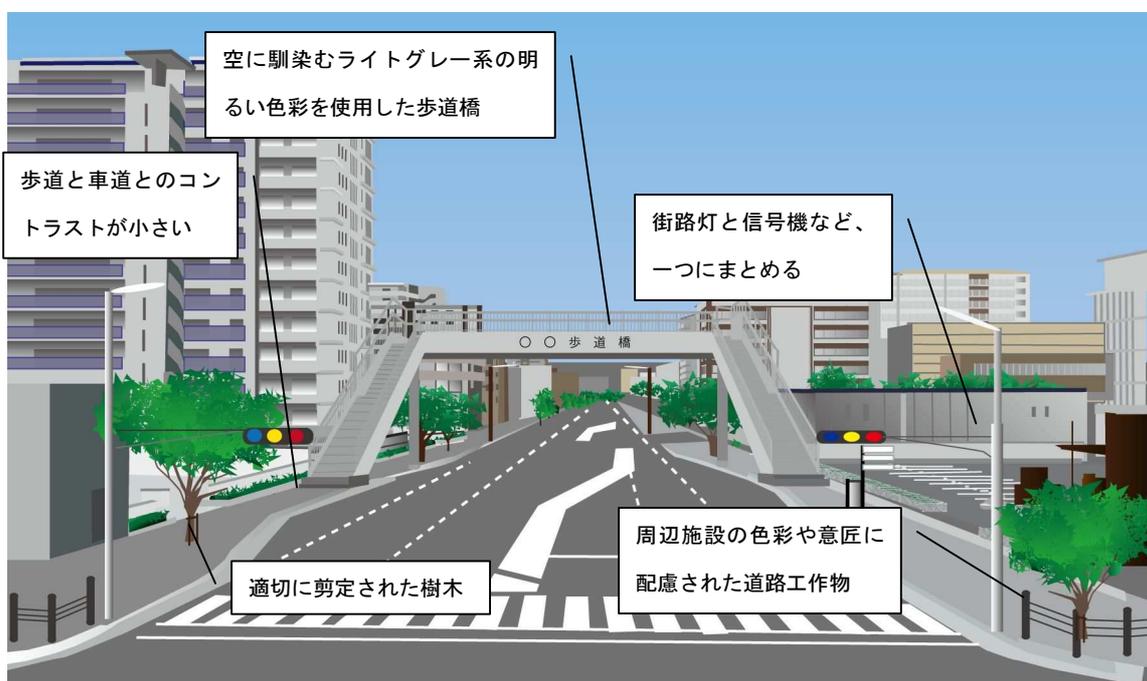


伊丹スカイパークの眺望景観。眺望景観を見る場所を考慮した公園計画となっている。

○空間別景観形成基準

道路空間（市域全域）

道路空間は人の視界を占める面積割合が大きく、また道路舗装や道路工作物は長期間にわたり存在し続けるため、景観に与える影響は非常に大きいものです。道路空間は、舗装や道路工作物などが連続することにより構成されるため、道路空間として総合的に調和を図りながら計画し、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行う必要があります。



○好ましい事例



多田街道などの都市景観形成道路地区にある道路工作物はダークブラウン系の色彩を使用している。



水路に設置する防護柵は落ち着いた色彩を使用し、サインの設置はない。

○好ましくない事例



高架構造物に薄い緑色の色彩を使用している。
（空に馴染む色彩を使用していない）

個別基準

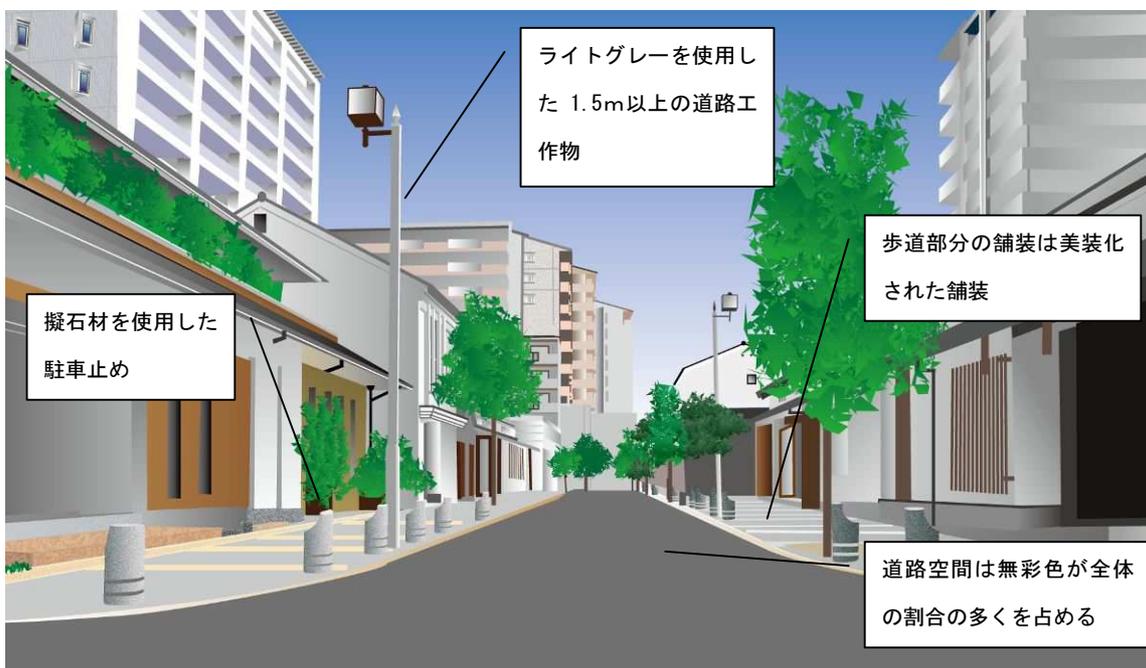
対 象	基 準	
道路舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺のまちなみと調和した色彩、材料を用いる。 ・ 歩道と車道に使用する色彩は、コントラストを抑える。 ・ 舗装の部分的な補修を行う場合は、周辺の舗装になじむよう色彩等に配慮する。 ・ 歩道の色彩、意匠は、対面する歩道の色彩、意匠を合わせ統一感のある景観形成を図る。 	
街路樹等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な区間においては、沿道は高木植栽や植え込み等により緑化修景を図り、うるおいや季節感のある景観形成を図る。 ・ 樹木を選定する際は、周辺の樹木、季節感、地域の特性に配慮して選定する。 ・ 剪定の際は、周辺環境や樹木の特性を配慮し、適切な樹形となるように管理する。 	
道 路 工 作 物	防護柵等	・ 周辺とのコントラストを抑えた色彩とし、周辺景観の調和を図る。
	標識 支柱等	・ 空に馴染むよう、ライトグレーなど高明度、低彩度の色彩を使用する。
	その他の工 作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近接する道路工作物や周辺施設の色彩や意匠を参考にし、まちなみの連続性に配慮する。 ・ 無秩序に設置するのではなく、集約するなど、全体としてまとまりのある景観形成に努める。
	都市景観形 成道路地区 (中心市街 地を除く)	・ 上記基準に関わらず、景観計画で定める旧大坂道、多田街道、旧西国街道都市景観形成道路地区では、ダークブラウン系(10YR2/1程度)の色彩を積極的に使用する。
高架構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩、材料等の要素は使いすぎないようにし、煩雑感のない調和のとれた景観形成に努める。 ・ 高い場所に設置されるものについては、ライトグレーなど空になじむ色彩を積極的に取り入れる。 ・ 様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。 	
公共広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体があるものについては、支柱等の色彩は周辺の色彩と合わせ、周辺とのコントラストを抑えた連続性のある景観形成に努める。 ・ 地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。 	
水路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵、フェンス等を設置する場合は、周辺のまちなみに馴染むものとし、看板の設置は極力控える。 	

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする

道路空間（中心市街地）

中心市街地には、商業施設や文化施設などが集約されてきたにぎわいがある景観と、伊丹郷町の面影を残す歴史的景観が共存しています。

にぎわいと歴史を感じることができる城下町をイメージした統一感のある景観とし、歩いて楽しい市街地を目指します。



○好ましい事例



擬石材を用いた駐車止めを使用している。



公共広告物の板面の地色は落ち着いた色彩を使用し、広告物を集約している。

○好ましくない事例



真っ白の防護柵を使用している。
(低明度の色彩を使用していない)

個別基準

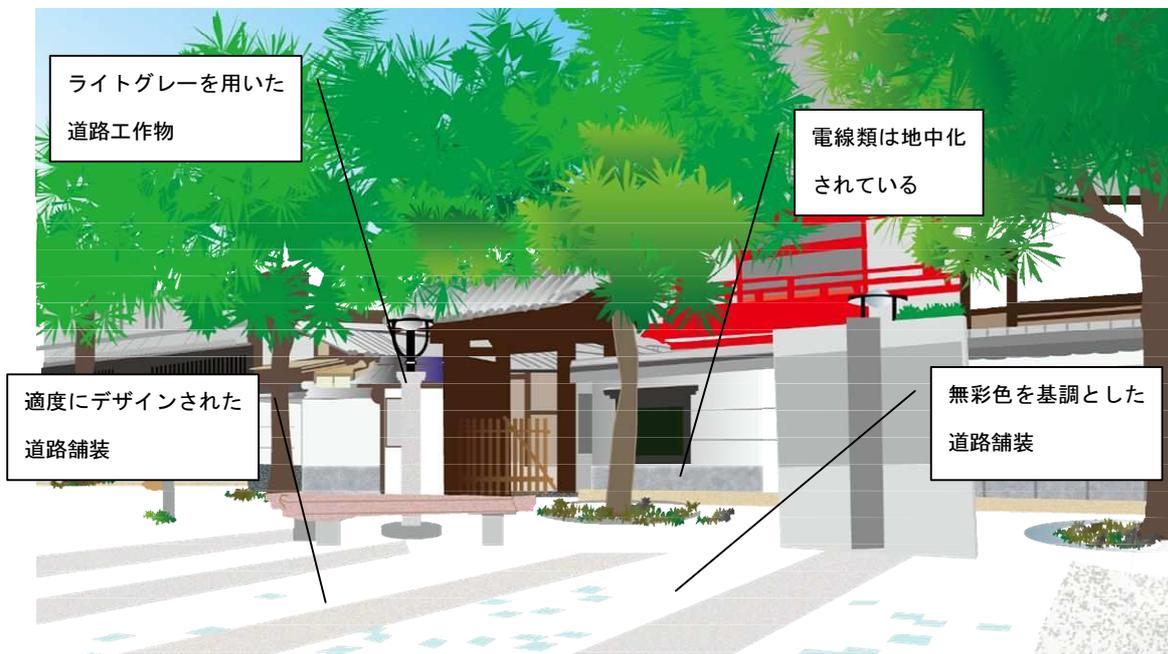
対 象	基 準															
<p>道路舗装 (美装化された舗装に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装を変更する時は、美装化された舗装とする。 ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4 以上 8 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>4 以上 5. 5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	無彩色	4 以上 8 以下	—	上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下						
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	4 以上 8 以下	—														
上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下														
<p>道路舗装 (上記以外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の舗装は、美装化された舗装とする。 															
<p>道路工作物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <p>〈 最高高さが 1. 5m 未満のもの 〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7. 5 R ~ 2. 5 Y</td> <td>3 以上 5. 5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈 最高高さが 1. 5m 以上のもの 〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3 以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵など、道路舗装と連続し大きい面積を占める道路工作物については、低明度とする。 ・ 駐車止めは、自然材料や擬石材等を使用する。 	使用する色相	明度	彩度	無彩色	3 以上	—	7. 5 R ~ 2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下	使用する色相	明度	彩度	無彩色	3 以上	—
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	3 以上	—														
7. 5 R ~ 2. 5 Y	3 以上 5. 5 以下	2 以下														
使用する色相	明度	彩度														
無彩色	3 以上	—														
<p>公共広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体の意匠は、周辺の公共広告物と同等の意匠となるように努める。 ・ 構造体の色彩の基調色の範囲は、道路工作物に準用する。 ・ 切文字のデザインとするように努める。 ・ 板面の地色（文字、図柄以外の部分）の色彩の範囲は、次のマンセル値を参考にする（地色面積の 1 / 4 は色彩基準を適用しない）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 5 R ~ 2. 5 Y</td> <td>5 以上</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>5 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	7. 5 R ~ 2. 5 Y	5 以上	5 以下	上記以外のもの	5 以上	3 以下						
使用する色相	明度	彩度														
7. 5 R ~ 2. 5 Y	5 以上	5 以下														
上記以外のもの	5 以上	3 以下														

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いもの、周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるものは、色彩に関する規定の対象外とする

道路空間（2軸の道路）

2軸の道路は昭和58年～平成14年の再開発事業により概ね整備された比較的新しい道路で、一部の区間を除き都市景観形成道路地区の指定を受けています。

既に整備された周辺のデザインを活かすとともに、にぎわいが連続した伊丹の顔となる景観を目指します。



○好ましい事例



照り返しが強くないよう、車道の色彩をN6.5以下としている。



酒樽をイメージしたフラワーポットを使用している。

○好ましくない事例



単調な道路舗装となっている。
（適度な分節や一部デザインを入れることをしていない）

個別基準

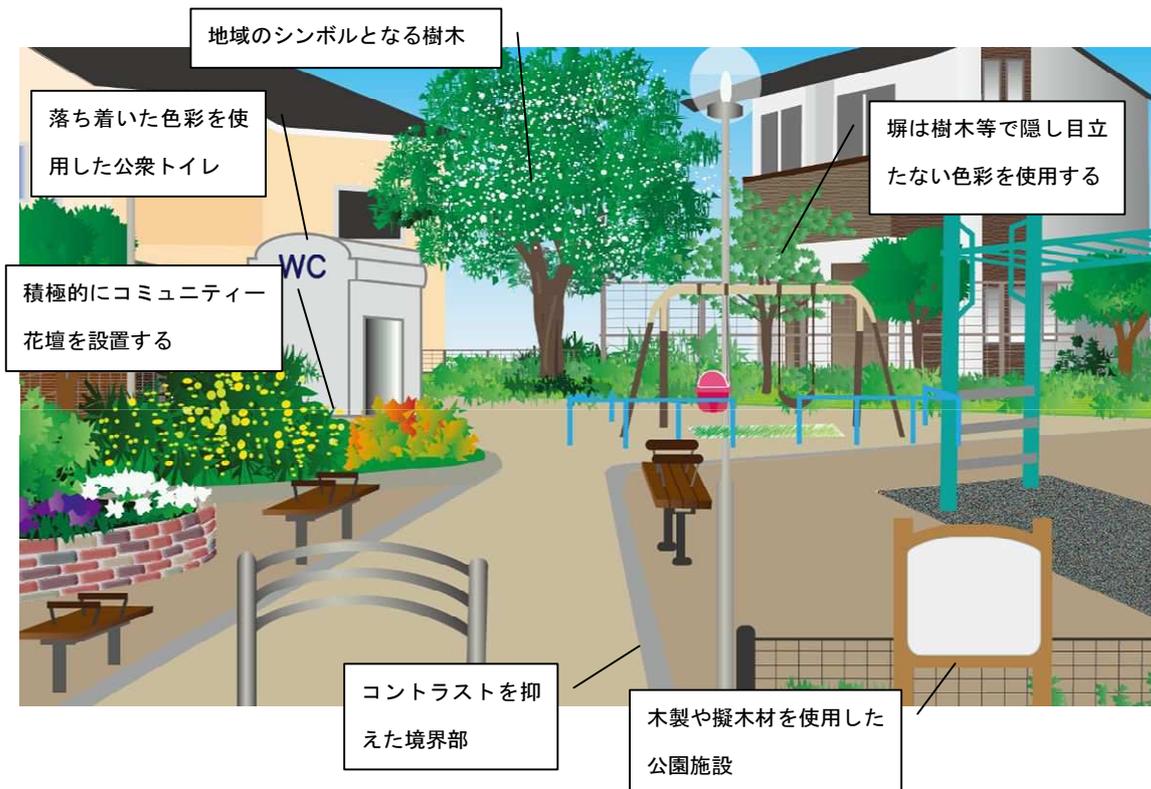
対 象	基 準												
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町を感じさせるように、石畳をイメージした無彩色の舗装で統一する。 ・ いくつかの色彩を使い分ける場合は、濃淡の差は明度 1 以内とする。 ・ 電線類の地中化に努める。 												
道路 車道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <table border="1" data-bbox="480 703 1291 853"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>6 以上 6. 5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>6 以上 6. 5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	無彩色	6 以上 6. 5 以下	—	上記以外のもの	6 以上 6. 5 以下	1 以下			
使用する色相	明度	彩度											
無彩色	6 以上 6. 5 以下	—											
上記以外のもの	6 以上 6. 5 以下	1 以下											
舗 装 歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装のデザインは、適度な分節や一部デザインを入れることにより、単調なデザインとなることを避ける。 ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <table border="1" data-bbox="480 996 1291 1149"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4 以上 8 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>4 以上 5. 5 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	無彩色	4 以上 8 以下	—	上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下			
使用する色相	明度	彩度											
無彩色	4 以上 8 以下	—											
上記以外のもの	4 以上 5. 5 以下	1 以下											
道路工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する色彩の基調色の範囲は、次のマンセル値を参考にする。 <p data-bbox="459 1205 874 1234">〈 最高高さが 1. 5m 未満のもの 〉</p> <table border="1" data-bbox="480 1245 1200 1346"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>3 以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="459 1357 874 1386">〈 最高高さが 1. 5m 以上のもの 〉</p> <table border="1" data-bbox="480 1397 1200 1498"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>6 以上 8. 5 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラワーポットについては、酒樽をイメージしたものなど地域性に配慮したものを使用する。 	使用する色相	明度	彩度	無彩色	3 以上	—	使用する色相	明度	彩度	無彩色	6 以上 8. 5 以下	—
使用する色相	明度	彩度											
無彩色	3 以上	—											
使用する色相	明度	彩度											
無彩色	6 以上 8. 5 以下	—											

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いもの、周囲の環境と連続させるため特に必要と認めるものは、色彩に関する規定の対象外とする

公園・緑地空間

公園・緑地空間は身近にある市民の憩いの場として自然を提供するとともに、季節の変化を感じることが出来る貴重な空間であり、景観にも大きな影響を与えます。

地域を特徴づける施設や視点場の整備に努めることにより、より良い景観形成が実現します。



○好ましい事例



市民と協力し、コミュニティ花壇を設置している。



地域のシンボルとなる樹木を植樹している。

○好ましくない事例



道路境界部の舗装に派手な色彩を使用している。
(境界部における公園舗装と道路舗装のコントラストが強い)

個別基準

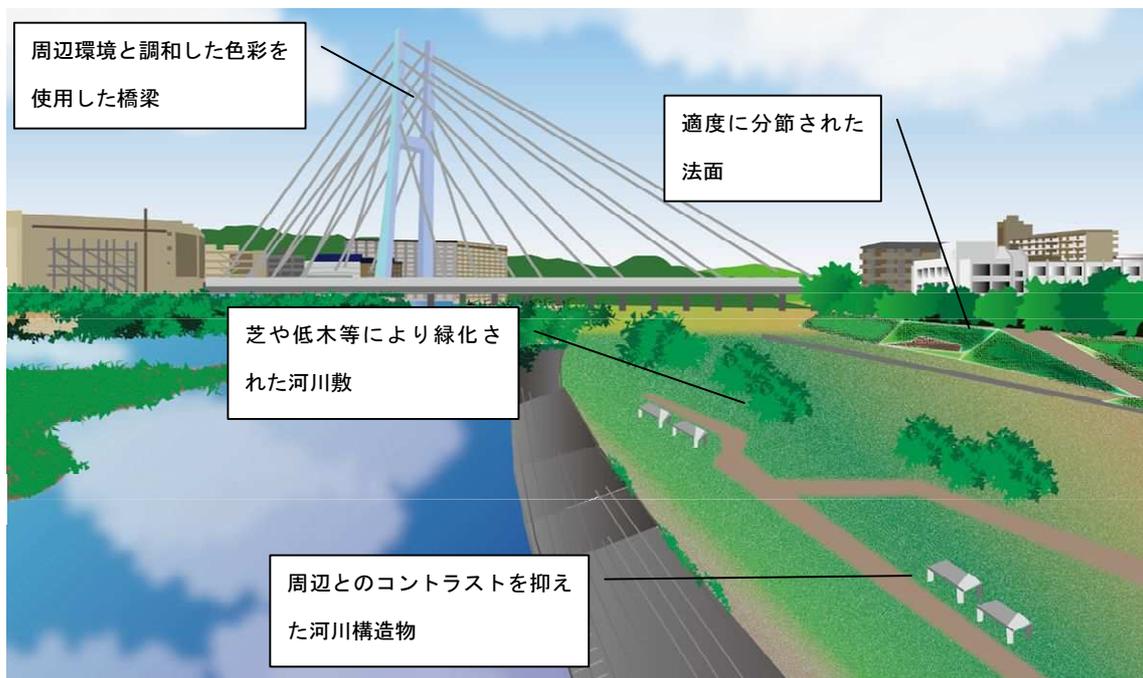
対 象	基 準
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。 ・舗装を使い分けるときは、色調を合わせ連続性のあるものとする。 ・舗装の部分的な補修を行う場合は、周辺の舗装になじむよう色彩等に配慮する。 ・段差など色彩を使い分けの必要がある場所は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を使用するように努める。
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理上やむをえず高木等の樹木は無くす場合は、代わりとなる低木等の樹木を植えることなどを検討する。 ・樹木は花が咲くものなど、季節を感じるものを植樹する。 ・地域のシンボルとなるような樹木（サクラ類、ヤマボウシなど）を植栽するなど、地域の景観を象徴するものを植樹するよう努める。 ・できるだけ連続した植樹帯を設ける。 ・市民と協力し、コミュニティ花壇の設置に努める。 ・公園の規模等に合わせ、外部からの視線を極端に遮らないよう計画的に植栽を行う。
公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆トイレ等の建築物は落ち着いた色彩を用い、周囲の景観と馴染むように計画する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・高彩度色の使用は避け、周囲の色調に合わせて一体感を保つよう工夫する。
施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の植栽との連続性や一体性を考慮した位置に樹木等の植栽を施す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を囲む塀は、樹木で隠す、周辺と調和した色彩を使用するなど、存在感をなくすように努める。 ・ベンチ、柵などの工作物は、舗装と色調を合わせるなど、一体感を保つよう工夫する。 ・擬木材等の材料を使用し、周辺の植栽と一体感を保つように工夫する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の規定にかかわらず、景観計画で定める旧大坂道、多田街道、旧西国街道の都市景観形成道路地区の公園施設は、ダークブラウン系の色彩を積極的に使用する。
公共広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・構造体があるものについては、支柱等の色彩は周囲の色彩と合わせる、擬木材を使う等により、連続性のある景観形成に努める。 ・地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、モニュメントや遊具などシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする

河川空間

河川空間は、公園・緑地空間と同じく市民に自然を提供する身近な場所であるとともに、河川が主役となる空間です。

その地域特性を知り、治水、利水の影響を考慮しながら、周辺環境と調和させることが重要です。



○好ましい事例

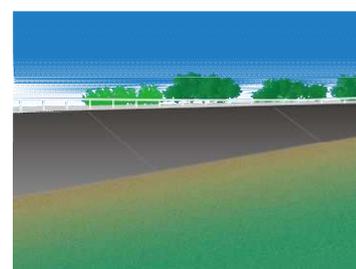


わたり石は見て楽しいデザインとなっている。



周辺の景観に調和した附帯施設を使用し、遊歩道の沿道は花壇などで修景されている。

○好ましくない事例



単調で圧迫感のある法面となっている。
(分節などにより変化を与える工夫がされていない)

個別基準

対 象	基 準
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水等河川管理上支障のない範囲で、周辺のまちなみと調和した色彩、材料を用いる。 ・ 境界部については、周辺とのコントラストが際立たないように工夫する。 ・ 舗装を使い分けるときは、色調を合わせ連続性のあるものとする。 ・ 段差など色彩を使い分けの必要がある場所は、一定のコントラストをつけながらも全体として調和のとれた色彩を選定するように努める。
法面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化に耐えられる材料を使用するように努める。 ・ 治水等河川管理上支障がない範囲で、既存の樹木は保存する。 ・ 治水等河川管理上支障がない範囲で、単調なデザインとならないように坂道、階段、植栽等により分節し変化を与えるよう工夫する。
河川敷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水等河川管理上支障がない範囲において、芝等の地被類を積極的に植樹する。 ・ 治水等河川管理上支障がない範囲において、修景緑化を図る。
遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水等河川管理上支障がない範囲において、花壇や植栽などにより沿道緑化を図る。
河川構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺とのコントラストを抑え、統一感のある景観形成に努める。
公共広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体があるものについては、支柱等の色彩は周辺の色彩と合わせ、周辺とのコントラストを抑えた連続性のある景観形成に努める。 ・ 地色を白色で切文字にするなど、シンプルなデザインとする。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した色彩、材料を用いる。 ・ 歩道と車道に分かれているものは、歩道と車道に使用する色彩のコントラストを抑え、連続性のあるものとする。 ・ 河川敷から高い場所に設置されるものについては、空に馴染む色彩を積極的に取り入れる。

※法令等で色彩が決まっているもの、着色していない木材、彫刻やモニュメントなどシンボル性の高いものは、色彩に関する規定の対象外とする